

# 東京都公衆浴場対策協議会 (第19次協議会 第6回)

平成28年5月19日(木)  
都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室B

午後 4 時00分開会

○宮永課長 それでは、定刻になりましたので、「東京都公衆浴場対策協議会」を始めさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

事務局を務めております、生活安全課長、宮永でございます。よろしく願いいたします。

着席にて、失礼いたします。

ただいま、14名の委員の御出席をいただいております。東京都公衆浴場対策協議会設置要項第6に定めます協議会の開催に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日都留会長、中山委員、岩城委員、梶原委員におかれましては、所用により欠席でございます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第に続きまして、1ページと2ページの資料1が「平成28年会計調査について」。

3ページの資料2が「平成27年調査結果と平成26年実績比較」。

4ページの資料3が「平成28年科目推定一覧」。

5ページの資料4が「公衆浴場入浴料金原価計算表」。

6ページの資料5が「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」。

7ページと8ページの資料6が「平成28年東京都公衆浴場入浴料金統制額について(案)」でございます。

このほか、本協議会設置要綱と、その下に委員名簿をつけさせていただいております。

過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

冒頭申し上げましたとおり、本日都留会長が御欠席でございますので、本日の会議の進行に当たりましては、会長の職務代理といたしまして梅崎委員をお願いすることとしております。

それでは、梅崎委員、よろしくどうぞお願いいたします。

○梅崎委員 それでは、議事に入ります。

まず、初めに、会議の公開についてお諮りいたします。従来どおりこの会議は公開で進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○梅崎委員 それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。小委員会報告に入る前に、私から小委員会における検討結果につきまして若干御説明をさせていただきます。

小委員会の設置につきましては、前回第5回協議会におきまして、協議会報告案の起草については学識経験者委員で構成する小委員会を設置し、検討を付託することについて御決定をいただきました。この決定に基づき、小委員会を5月9日の午後4時30分から都庁

内で開催いたしました。小委員会の会長は都留会長が務められました。

小委員会では、会計調査と入浴料金の原価計算の算定結果に加え、社会経済の状況と今後の動向、公衆浴場を取り巻く経営環境、公衆浴場利用者の負担など大変広範囲における内容について議論と検討が行われたところです。その結果につきましては、後ほど御議論いただきますが、小委員会の報告案として取りまとめております。

それでは、小委員会の報告に入ります。

最初に、会計調査報告について、公認会計士の兼山委員からお願いいたします。

○兼山委員 兼山です。

それでは、会計調査の結果につきまして御報告申し上げます。

1 ページの資料1からごらんいただけますでしょうか。「1 調査浴場の概要」につきましては、「(1) 選定条件」に従いまして、都内の標準的な浴場41軒を選定しまして、その経営状況を調査いたしました。選定しました41浴場の経営形態、使用燃料、用水に関する内訳は、「(2) 調査浴場」に記載のとおりとなっております。

次に、「2 調査方法等」ですが、公衆浴場の経営者から提出していただきました決算書や総勘定元帳などの会計帳簿をもとに、経営状況について書面調査を実施するとともに生活文化局による公衆浴場利用者の構成比などの調査を行いました。

続いて、2 ページをごらんください。ここには、資料1—①ですが、「平成28年調査浴場の概要」をまとめております。1番から41番までのうち、右側の○のない4浴場につきましては、今回新たに調査の対象とした浴場となっております。

続きまして、3 ページ資料2の「平成27年調査結果と平成26年実績比較」について、御説明申し上げます。平成27年実績と平成26年実績を比較しますと、収益におきましては入浴料金収入が10万1,203円増加しています。右側のほうの[A]—[B]という列になります。これは、平成26年7月1日以降消費税率アップに伴って、入浴料金を10円値上げしたことによる増加などと考えられます。

次に、営業外収入の減少は、マッサージ機あるいはドライヤーなどの収入減による減少と考えられます。

補助金の増加は、使用燃料のガス化、バリアフリー化など、設備改善費用に対する都及び区市からの補助金あるいは燃料費の補助の増加。次の特別利益の増加につきましては、保険の満期や解約による返戻金の影響と考えられます。

次に、営業費用ですけれども、人件費の増加は臨時雇用従業員の賃金額が前年に比べて上昇しているということによる増加。光熱費、燃料費の増加は、電気料金とガス料金の値上げが大きく影響しているものと思われま。

減価償却費、9番ですけれども、これの減少は建物あるいは設備の老朽化。

地代・家賃の減少は、一部調査対象浴場の入れかえですとか、値下げによる減少と思われま。

それから、修繕費の増加は、物価上昇のほか、施設設備の老朽化による修繕件数や額の

増加。

続いて、公租公課の増加は、固定資産税等の増額が大きく影響しているということです。

14番の備品・消耗品費、16番のその他の諸経費の増加は、物価の上昇等の影響と考えられます。

以上、収益の合計と費用の合計の収支の差から、事業報酬を差し引いた平成27年の過不足額、一番下の行ですけれども、これは84万5,419円の不足となっております。

会計調査の結果は以上のとおりです。

○梅崎委員 次に、資料3「平成28年科目推定一覧」から、資料5「入浴料金統制額の算定結果と改定状況」まで、一括して事務局から説明をお願いいたします。

○宮永課長 それでは、御説明いたします。

4ページの資料3をごらんください。この資料は平成27年度実績額をもとに、科目ごとに平成28年の推定額を算出したものでございます。右側にごございます推定基礎は、各科目の推定額を算定する際の考え方について記載しております。

まず、収益の「1 入浴料金収入」から「4 特別利益」までは平成27年の実績どおりとしております。

次に、費用の「5 人件費」につきましては、毎月勤労統計調査の現金給与額をもとに政府発表の経済指標、雇用者報酬2.5%増で算定しております。

「6 用水費」は実績どおりです。

「7 光熱費」につきましては、東京電力が発表しております燃料費調整分を含む電力料金単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等から変動率を算定しております。

燃料費調整は火力発電に必要な燃料、原油、液化天然ガスなどの価格変動を電気料金に反映しているものですが、今後も減少傾向が続くと思われま

一方、電気料金の一部であります再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度によりまして、電力の買い取りに要した費用を電気の使用量に応じて負担するものでございますが、今年の5月1日から1 kWhにつき2.25円となり、昨年より0.67円引き上げられます。加えて、石油石炭税の増税に伴い、電力料金が0.09円引き上げられることが東京電力より発表されています。

以上のことから、電気料金全体といたしましては、0.55%の増となると推定しております。

次に、「8 燃料費」でございますが、燃料費のうちガス価格については、東京ガスが発表している1 m<sup>3</sup>当たりの単位料金から変動率を算定しております。

ガス料金につきましては、電気料金と同様、原油価格や為替レートによる液化天然ガス等の原料費の変動に応じまして毎月調整が行われます原材料調整制度がございますが、原油価格と液化天然ガス価格が下落していることから、今後も減少傾向が続くものと考えられます。

また、重油価格につきましては、浴場組合の共同購入価格の推移から算定し、廃油価格

につきましてはA重油価格の推移から算定しております。

「9 減価償却費」については実績どおりです。

「10 地代・家賃」につきましては、東京都主税局が算出したしました公衆浴場における固定資産税の増減から、土地7.2%増、家屋1.2%増で推定しております。

「11 修繕費」につきましては、消費者物価指数1.2%増で算定しております。

「12 公租公課」につきましては、東京都区分の固定資産税の増減から推定しております。

「13 保険料」は、実績どおりでございます。

「14 備品・消耗品費」につきましては、消費者物価指数1.2%増で算定しております。

「15 会費・交際費」につきましては、公衆浴場組合の会費や町内会などの会費がほとんどを占めておりますことから、実績どおりとしております。

「16 その他の諸経費」につきましては、消費者物価指数1.2%増と、厚生年金保険料率の引き上げから算定しております。

「17 営業外費用」から「21 事業報酬」までは実績どおりとしております。

次に5ページの資料4「公衆浴場入浴料金原価計算表」をご覧ください。

左の表にございます「27年実績」欄は、先ほど御説明いたしました会計調査報告の数値でございます。

「28年推定」欄を見ていただきますと、収益合計2,099万5,424円に対しまして、費用合計は2,123万9,149円で、その収支差は24万3,725円となっております。これに事業報酬を加えますと、97万5,277円の不足が生じます。この不足を解消するには「所要値上率」欄にございます5.397%の料金値上げが必要となります。

次に、大人・中人・小人別の料金についてですが、右側にございます「公衆浴場入浴料金体系構成方法」をご覧ください。まず、東京都におきます平均世帯の人数につきましては、平成27年の平均世帯人員は2.96人となっております。これに、平成27年調査対象浴場の1週間の実態調査によります大人・中人・小人の利用割合を当てはめると、大人2.87人、中人0.05人、小人0.04人となります。これに、所要値上率5.397%を大人料金に集約したものが、3にございます「改定料金体系の構成」でございます。これを料金表にいたしますと、大人料金は485円となり、現在の460円から25円引き上げることが必要となります。

次に6ページの資料5をお開きください。この資料は、平成16年以降の入浴料金統制額の算定結果と統制額の改定状況を取りまとめたものでございます。

ご覧のように網掛けをしております平成18年と平成20年、平成26年に統制額を改定しておりますが、平成18年の統制額の算定結果と実際の統制額との乖離額は35円、平成20年の乖離額は50円、平成26年は35円となっております。この10年間を見ますと、統制額の算定結果と実際の統制額との乖離額が30円を上回る状況で統制額の引き上げを行ってきております。

以上で説明を終わります。

○梅崎委員 これまでの報告につきまして御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、小委員会において協議会報告案を取りまとめましたので、事務局から読み上げてもらいます。

○宮永課長 それでは、資料の7ページ資料6をお開きください。  
読み上げいたします。

#### 平成28年東京都公衆浴場入浴料金統制額について（案）

本協議会は、知事から検討を依頼された平成28年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民生活の安定を図る観点の他、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、総合的な見地から慎重な審議を行った。

##### 1 入浴料金統制額の試算結果

入浴料金統制額の試算は、都内の標準的な公衆浴場を選定して会計調査を実施し、その経営状況を把握した上、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式に従って算定した。その結果、公衆浴場入浴料金原価計算表のとおり、推定所要引上げ率は5.397%と算定され、大人料金で現行の460円を25円引き上げることが必要であるとの試算結果となった。

##### 2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項

(1) 平成26年4月1日、消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）の率が5%から8%に引き上げられた。その際、料金への適正な転嫁が求められ、平成26年7月1日から統制額を、大人料金で10円値上げし、実施したところである。

消費税率は、平成27年4月の消費税法改正により、平成29年4月1日から8%から10%に再び引き上げられることとされている。

(2) 公衆浴場で費用負担の大きいガス料金等の燃料費は、一昨年夏以降の原油価格等の下落について下げ止まり感はあるが、今後も昨年に比べて減額になるものと推察される。

(3) 消費者物価指数見通しで物価の上昇が見込まれ、今後、都民の家計負担が増すと予想される経済状況にある中、生活に欠くことのできない入浴料金の引き上げは家計への影響が大きい。

(4) 最近の公衆浴場組合を中心とした新規顧客利用者拡大など、入浴料金収入の収益増を図るといった新たな取組については高く評価するが、業界全体に浸透するまでに

は至っていない。

### 3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論

本協議会は、上記1及び2を踏まえ、入浴料金統制額を改定すべきかどうかを総合的に検討した結果、①物価上昇等により都民の家計負担が増えていること、②公衆浴場の経営環境が厳しい中、新規顧客の開拓など収益増を図る様々な取組がなされているが、公衆浴場業界全体の取組となるよう一層の普及が求められること、などを考慮して、統制料金を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

### 4 協議会意見

公衆浴場業界は、公衆浴場が地域において果たしている役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、次のことについて取り組むよう、本協議会として意見を表明する。

- (1) 平成26年本協議会報告で指摘した浴場施設内の禁煙化の早期達成及び無料で使えるボディークリームやシャンプー等の浴室への常備については、公衆浴場組合を中心に積極的な取組により、状況が大きく改善したことは高く評価する。

引き続き、速やかに実施率100%となるよう取組を進めるとともに、利用者ニーズや利便性に配慮したサービスの提供に努めること。

- (2) 昨年の訪日外国人の数は、過去最高の1,974万人に達している。

4年後の東京2020オリンピック・パラリンピック開催を控え、東京を訪れる外国人観光客は、今後、益々増加すると考えられる。このことは、外国人観光客に日本の伝統文化である「銭湯」を知ってもらう絶好の機会である。

公衆浴場組合は、昨年度、ホームページの多言語化や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した情報発信を開始するとともに、羽田空港での公衆浴場のPR活動などを展開している。また、銭湯サポーターフォーラムの開催は、利用者側の視点から銭湯の魅力を発信し、新規顧客層の開拓を図る、これまでにない意欲的な取組である。こうした最近の公衆浴場組合の利用者拡大に向けた様々な取組については高く評価できる。

今後も我が国の入浴文化や銭湯ならではの魅力を国内外に広める取組を、さらに積極的に進めること。

- (3) 一口に公衆浴場といっても、地域特性や立地条件などが異なるため、個々の浴場は、それぞれの地域特性や立地条件を生かした独自の経営努力が求められる。都内の公衆浴場の中には、そうした経営努力により利用者を増やし収益増を図っている浴場もある。具体的には、近隣ホテルと連携しホテルの宿泊客を受け入れている浴場や、ランナーのニーズを捉えたサービスを提供する浴場などである。

また、若手浴場経営者の発想を生かし、接客術や会話術というソフト面により利用者に心地いい時間を提供したり、毛染めスペースを設置したりするなど、これまでの常識に捉われないサービスを提供して、収益を伸ばした浴場もある。

しかし、こうした取組はまだ業界全体には浸透していないことから、公衆浴場業界全体での情報共有を図る必要がある。このため、浴場組合は、浴場経営の意欲的な実例をまとめたアイデア集を作成し、業界全体の普及に努めているところであるが、成功事例について更なる情報の共有化を図り、個々の浴場が創意工夫を凝らした経営努力を行い、独自の付加価値を生み出し利用者拡大を図ること。

- (4) 公衆浴場が地域に根ざした拠点施設としてその役割を果たしていくため、区市と連携した健康増進事業やコミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化の促進、エネルギー利用の高効率化・最適化による二酸化炭素排出削減などについて、引き続き積極的に取り組むこと。

以上でございます。

○梅崎委員 以上で小委員会の報告は全て終了いたしました。

それでは、報告案の審議決定に入ります。

まず、業界代表委員から御意見ををお願いします。近藤委員のほうからをお願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。

今、協議会意見を伺いまして、全くそのとおりだと私は思います。

ただ、料金につきましては25円ということでございますので、我々も企業努力をどんどんしていかなければいけないと感じております。

それから、経営のあり方についてなのですが、4番目の協議会意見(1)から(4)まで、私も全くそのとおりだと思っております。例えば(1)ですが、利用者ニーズや利便性ということで、やはりこれからは多方面について我々も努力をしていかなければいけないと思えます。例えば、スポーツ銭湯もそうでしょう。それから、営業時間も自由化する。地域のお客様のニーズ、地域性のニーズは多様化があるのです。地域によって皆違うので、我々が多様化のニーズに合わせた営業努力をしていかななくてはいけないと思えます。我々は今620軒を切ってしまったのですが、620軒がそれぞれ地域とお客様のニーズに合わせたオンリーワンの経営をしていく、これが大事だと思っております。

(2)のオリンピック。これは、リオが終わった後、今度は日本に集中するわけでございますので、ここをチャンスだということで、日本の文化を世界に広めていくという一つの責務がある。今、実際に我々のほうも、外国の方が多数銭湯に来ていただいております。意外と銭湯に来ていただくとはまるのです。はまるというのは、銭湯の文化、日本の文化を味わうことを外国の方は非常に楽しんでいただいているということなので、これも伸びていくのではないかと思います。ですので、飛行場でもって外国の方に対しての銭湯のアピールも、またしていきたいと思っております。



(3)のところ、先ほどのオンリーワンの話と全く同じだと思います。こういったことを徹底していかないといけない。というのは、620軒に対して、もっともっと浸透させるというか、我々の銭湯、それからサービス業ということをもっと心に入れないといけないのかなと思います。ですので、サービス業であるからお客さんのニーズに合わせるということが当たり前であって、我々のほうももっと努力をしていかなければいけないと感じております。

(4)のところでは、健康入浴ということで、お年寄りの方々に体操をしてもらったり、入浴をってもらうというようなこともどんどん進めていったりしておりますので、この4つに書いてあることは全くそのとおりだと思いますので、これをどんどん620軒の皆さんに、意識改革をってもらうという形でやっていきたいと思っております。

○梅崎委員 ありがとうございます。

続きまして、利用者代表の委員から御意見を伺います。

初めに、池田委員のほうからお願いいたします。

○池田委員 この意見に関してどうかということですか。

○梅崎委員 そうです。報告案に関してです。

○池田委員 値上げをしないということに関しての意見です。

この案に関して、これでいいと思います。

根拠となる乖離額30円を上回らないということで、据え置くということで、業界の方は大変でしょうけれども、努力をしていただきたいと思っておりますので、この案でいていただきたいと思っております。

○梅崎委員 続きまして、佐野委員のほうからお願いします。

○佐野委員 据え置きには賛成です。ありがとうございます。

それから、この統制額についての案をととてもよくまとめていただき、全文賛成であります。私もここ何年かこの委員会にかかわっておりますけれども、随分変わってきたという気持ちが非常にあります。ただ、もう少し頑張っていたきたいと思っております。

それから、私は特に(4)の公衆浴場が地域に根ざした拠点施設としての役割を果たしていく、これをぜひもう少し頑張っていたきたい。地域の人、区市と連携した様々な事業を、公衆浴場が開いていない時間帯に、もう少し地域の人たちと一緒に活動ができるような形でぜひ考えていただきたいと思っております。

以上です。

○梅崎委員 ありがとうございます。

次に、山下委員のほうから何かございますでしょうか。

○山下委員 この案につきましては、大変よくまとまっており、私も賛成でございます。

ただ、料金については据え置きになってしまいました。第5回の会議の際、少し値上げをしても良いのかなという意見を申し上げたものですから、全く据え置きということが業界の方々にはお気の毒だと思われました。大変でしょうけれどこれからはいろいろと頑張っ

ていただいて、ますます利用しやすい浴場にしていただくことを願っております。

以上です。

○梅崎委員 ありがとうございます。

前ははまだ、価格のほうが見えていなかったものですから、その中での議論であったということだと思います。

次に、関係行政機関の皆様はいかがでしょう。

原野委員のほうから、何かございますでしょうか。

○原野委員 (4)にお書きいただいておりますが、区市と連携した健康増進事業やコミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化と、ずっと続けておりますけれども、区はお風呂屋さんといろいろな角度でおつき合いをさせていただいております。行政としてはコミュニティの核としての部分をもっと御支援していくようにしていかなければならないと思っております。

以上であります。

○梅崎委員 続きまして、五十嵐委員のほうは何かございますでしょうか。

○五十嵐委員 今の原野委員とほとんど同じなのですが、まずは小委員会のほうでよくまとめていただいてありがとうございました。この間の議論でなかなか経営状況が厳しいというお話も伺っておりますが、今回、会計調査の結果では、1年前に比べてそんなに、現在特別悪くなったということではなかったのかなと思っております。

1年前に比べて私どもが特に考えるべきは、やはり2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本の伝統的文化の発信ということでの社会的な役割がすごく期待されていると思っておりますので、公衆浴場の皆様には、なかなか大変な中ではございますが、また引き続き頑張っていただきたいと思います。

前回でしたか、ここの協議会の会長さん宛てに御要望の文書もいただいたわけございまして、そのときも非常に理解できるということは申し上げたところで、状況は基本的に変わっていないのですが、会計調査の結果やこれまでの改定をするときの差額の数字との関係で、小委員会のほうでまとめたいただいた結論については、異議ございません。私ども市区の行政として、東京都のいろいろな補助制度とも連携して、さらに一層、支援をきちっと考えていかなければならないということを前提に、小委員会の結論どおり据え置きでやむを得ないと考えるところでございます。

○梅崎委員 続きまして、多羅尾委員のほうから何かございますでしょうか。

○多羅尾委員 初めに、本協議会報告案を取りまとめたいただきました小委員会の先生方、本当にありがとうございます。

会計調査の結果を見ますと、25円の引き上げが必要ということで、それなりの数字が出ておりますけれども、一方で、考慮することもいろいろあるということで、消費税率の引き上げ予定であるとか原油価格の動向を反映した燃料費の今後の動向や、物価上昇等により都民の家計負担がふえているという現実、さらに組合を中心とした新たな取り組みが非

常に高く評価されるものではありませんけれども、業界全体への一層の浸透が期待されること。こういった考慮すべきことを考えますと、統制料金を据え置くことが適当であるとの小委員会の御判断は、私も委員として妥当なものと考えます。

なお、報告案の中で4項目にわたる意見表明が行われております。公衆浴場行政を預かる立場といたしましては、いずれの項目も公衆浴場業界が今後とも発展していく上で、必要不可欠な取り組みであると認識しているところでございます。

都といたしましても、御意見をいただいたこれらの内容が着実に実施されますよう、具体的な取り組みを公衆浴場組合と御一緒に進捗状況を把握してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○梅崎委員 それぞれの立場から御意見をいただきました。

これらを踏まえて、さらに御意見がある方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、平成28年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、報告案のとおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○梅崎委員 ありがとうございます。

それでは、これより東京都に対して報告案を提出いたします。

(梅崎委員から多羅尾委員へ報告書を手交)

○梅崎委員 ここで、多羅尾生活文化局長より一言御挨拶をいただきたいと思っております。

○多羅尾委員 東京都生活文化局長の多羅尾でございます。

ただいま、会長職務代理の梅崎先生から、平成28年公衆浴場入浴料金の統制額に関する協議会報告を知事に代わりまして頂戴いたしました。

委員の皆様方には、本年2月の協議会において検討をお願いして以来、短期間に大変精力的に御審議をいただきました。心から御礼を申し上げます。

協議会におかれましては、統制料金の改定の是非につきまして、社会経済の状況と今後の動向、公衆浴場を取り巻く経営環境など、幅広い観点から慎重に御検討いただき、その結果、統制料金を据え置くことが適当であるとの御報告をいただきました。

都といたしましても、低廉な料金で都民の入浴機会を確保するという観点から、浴場経営者の皆様方の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

また、協議会報告の中で、公衆浴場の今後の取り組みに関して、大変貴重な御提言もいただきました。都内の公衆浴場は現在600軒台にまで減少しており、極めて厳しい経営環境下にあるものと承知しております。そのような中で、最近の公衆浴場組合を中心とした利用者拡大を図る新たな積極的な取り組みは、大変すばらしいものと感じております。こうした取り組みが業界全体に浸透いたしますよう、なお一層の御尽力をお願いしたいと存じます。

また、4年後に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック開催は、日本の伝統文化である銭湯をPRするのに絶好の機会でもございます。都といたしましては、多くの公衆浴場がこうした課題に積極的に取り組んでいけるよう、今度とも必要な支援を推進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様方には今後とも東京都の公衆浴場対策にお力添えを賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○梅崎委員 多羅尾局長、どうもありがとうございました。

本日の協議会報告につきましては、この後、都庁記者クラブに資料を配付することになっております。

その他、事務局から連絡等ありますでしょうか。

○宮永課長 ありがとうございます。

本日協議会報告を頂戴いたしました。統制額は本協議会の意見に基づきまして、知事が指定する仕組みとなっておりますことから、今後必要な手続を進めてまいります。

また、委員の皆様方には大変お忙しい中、報告書の取りまとめに御尽力いただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。

本当にありがとうございました。

○梅崎委員 それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には長時間にわたり、会議の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

午後4時42分閉会